

# 携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

- 携帯品として持ち込まれた畜産物からASF、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離



## モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等  
検査期間：2015年6月～2019年10月（総検査検体数1300件<sup>(\*)</sup>）

| 搭載国   | 畜種  | 分離ウイルス(株数)(赤字は高病原性)  | 調査時期   |
|-------|-----|----------------------|--------|
| 中国    | あひる | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株) | 2015年度 |
|       |     | 鳥インフルエンザウイルスH1N2(1株) |        |
|       |     | 鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株) |        |
|       | 鶏   | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株) |        |
|       |     | 鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株) |        |
|       |     | 鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株) |        |
| 台湾    |     | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株) | 2016年度 |
| フィリピン |     | ニューカッスル病ウイルス(1株)     |        |
| 中国    | あひる | 鳥インフルエンザウイルスH7N9(1株) |        |
| ベトナム  | 鶏   | ニューカッスル病ウイルス(1株)     |        |
| 中国    |     | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株) |        |
| ベトナム  |     | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株) |        |
| 中国    | あひる | 鳥インフルエンザウイルスH7N9(2株) | 2017年度 |
| 台湾    |     | 鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株) |        |
|       | 鶏   | 鳥インフルエンザウイルスH6N1(1株) | 2018年度 |
| 中国    | あひる | 鳥インフルエンザウイルスH7N3(1株) |        |
|       |     | 鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株) |        |
| ベトナム  | 鶏   | 鳥インフルエンザウイルスH5N2(1株) |        |
|       |     | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株) |        |
| 中国    | 豚   | ASFウイルス(2株)          |        |

- 外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化



## ★注目情報★

- 中国・ベトナムから持ち込まれた携帯品83件から、ASFウイルスの遺伝子を検出  
(2019年11月29日現在)
- うち、2019年1月に中国から持ち込まれたソーセージ2件からASFウイルスを分離



豚肉ソーセージ  
(北京から新千歳空港)



自家製餃子  
(上海から羽田空港)



ソーセージ  
(上海から羽田空港)



ソーセージ  
(延吉から関西空港)



自家製ソーセージ  
(青島から中部空港)



ソーセージ  
(上海から中部空港)



ソーセージ  
(瀋陽から中部空港)



豚肉調整品  
(ハノイから成田空港)

## 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化

## 2019年4月22日から、畜産物の違法な持込みに対する対応を厳格化

- 違反者に警告書を発出するとともに、違反事例をデータベース化
- 自己消費用やお土産用であっても、悪質性が高い場合には警察に通報又は告発



# 動物検疫所からの 重要なお知らせ



2019年4月22日から

## 海外からの肉製品の違法な持込み に対する対応を厳格化します。

 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには  
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が  
確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、  
検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、

輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ  
場合には、**3年以下の懲役又は100万円  
以下の罰金**が科せられます。

農林水産省動物検疫所

肉製品の持込みについて詳細はこちら



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 警 告 書                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | No. _____  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 年 月 日      |
| 殿                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |
| 国 籍: _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |
| 生 年 月 日: _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |
| パスポート No.: _____                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |
| personal Id. No.: _____                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |
| 農林水産省動物検疫所 ○○支所 (門川出張所)                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |
| 家畜防疫官 _____ 印                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |
| <p>貴殿は、 年 月 日、別記の畜産物等について、日本国内に不正に持ち込みました。このことは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第186号。以下「法」といふ。）第36条第1項又は法第37条第1項に違反する行為に該当するため、改めて日本の法律を遵守し、二度と輸入が禁止された畜産物等を持ち込まないよう強く要請します。</p> <p>今後、貴殿が不正に畜産物等を日本国内に持ち込んだ場合、刑事処罰を求めて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づく措置（告発）等を執ることがありますので、十分留意して下さい。</p>                                     |            |
| 農林水産省動物検疫所 ○○支所 (山口出張所)                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |
| 住所: _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |
| 電話: _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | FAX: _____ |
| <p>注: 「違反し続けた」を認めたとき(再犯)、カテゴリー2者を生成し、罰金を支払え、法1（カテゴリー2者）を執筆官に交付の上、1罰（返金）を要請すること。</p>                                                                                                                                                                                                                            |            |
| <p>私は、法第36条第1項（輸入禁止）又は法第37条第1項（輸入のための検査証明書の交付）及び法第40条第1項（輸入検査）に違反し、 年 月 日、別記の畜産物等を日本国内に持ち込みました。</p> <p>今回、家畜防疫官から、法第1条（目的）、法第36条第1項、法第37条第1項、法第40条第1項及び関連する規定（対象地域・畜産物の内容等）のほか、法第63条に基づく刑事罰の内容（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）について説明を受け、その目的に拘わらず（自己消費目的であっても）、畜産物等を持ち込みは違法行為に当たり処罰されることを理解しました。今後、二度と輸入禁止物等を持ち込みません。</p> |            |
| 警告書を便がに受領しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |
| <p>受 領 日: _____ 年 月 日</p> <p>入国手段: _____</p> <p>便 名: _____</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |            |
| 住所（日本国内先住所）: _____                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |
| 滞在期間: _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |
| 氏 名: _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |
| 電話番号: _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |
| 目 録: _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |

## 【警告書の内容】

- 違法行為に該当し、二度と輸入禁止物を持ち込まないよう要請。今後、不正に持ち込んだ場合は告発等の措置を執ることがある旨警告。
- 違法行為に該当することを理解し、今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まない旨を誓約。

# 家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- C S F は、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、50例の発生を確認（12月4日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは、直近では、2018年1月に香川県で発生したが、2018年4月15日付けでOIEの定める高病原性鳥インフルエンザの清浄国に復帰。
- 牛の結核病やブルセラ病は近年発生が見られない一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

## 【主要な家畜伝染病の発生状況<sup>注1</sup>の推移】

（単位：戸数） 注2

| 年（西暦）        | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 口蹄疫          | 0    | 0    | 0    | 0    | 292  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| ブルセラ病(牛)     | 0    | 1    | 1    | 1    | 2    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 結核病(牛)       | 1    | 0    | 0    | 2    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| ヨーネ病(牛)      | 606  | 441  | 278  | 313  | 235  | 331  | 211  | 293  | 326  | 327  | 315  | 374  | 321  |
| 牛海綿状脳症(BSE)  | 10   | 3    | 1    | 1    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| スクレイピー(羊)    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 2    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    | 0    | 0    |
| 馬伝染性貧血       | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 2    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| CSF          | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 6    |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 0    | 4    | 0    | 0    | 1    | 23   | 0    | 0    | 4    | 2    | 7    | 5    | 1    |
| 低病原性鳥インフルエンザ | 0    | 0    | 0    | 7    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、C S F、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2018年12月までの集計結果。